

---

セーフ・フロム・ハーム  
登録前Eラーニング  
(案)

---

(2016. 10. 19 現在)



公益財団法人

**ボーイスカウト日本連盟**

SCOUT ASSOCIATION OF JAPAN

## 目次

はじめに：1. セーフ・フロム・ハームとは.....	1
はじめに：2. セーフ・フロム・ハームのはじまり.....	1
第1章：イントロダクション.....	1
第2章：登録前研修について.....	2
第3章：危害.....	3
第4章：指導者の立ち振る舞い.....	6
第5章：セーフ・フロム・ハームと法律.....	7
第6章：その他.....	8
セーフ・フロム・ハーム Eラーニング 最終テスト問題.....	9

## 「セーフ・フロム・ハーム」の登録前研修（eラーニングの内容）

---

### はじめに：1. セーフ・フロム・ハームとは

セーフ・フロム・ハームは、いじめ・身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクト（無視）・搾取（児童労働）等のあらゆる危害について、スカウト同士、スカウトと成人、そして成人同士の問題として、その予防と対処法を学び、実践するためのものです。

---

### はじめに：2. セーフ・フロム・ハームのはじまり

2002年にギリシャのテサロニキで開催された第36回世界スカウト会議において“Keeping Scouts Safe From Harm”（スカウトたちを危害から守る）が採択されました。

---

## 第1章：イントロダクション

### 1-1. 登録前研修の目標

「セーフ・フロム・ハーム」の登録前研修は、「思いやりの心を育む教育 セーフ・フロム・ハーム」を青少年や成人指導者が理解し、指導者の「質」・スカウト運動の「質」の向上を図るものです。

---

### 1-2. 登録前研修の概要

各章の研修を通じて、危害を予防するため、また、思いやりの心を育むための知識・方法を身につけることができます。

## 第2章：登録前研修について

### 2-1. 利用方法

この登録前研修は、修了までに30分程度の所要時間が掛かります。研修は自分のペースで進めることができます。

一回の研修で幾つかの研修を履修し、また好きなタイミングで再開することも可能です。研修を再開するとき、前回修了した研修項目を確認できます。研修の修了は、1週間以内に行うことが理想的です。

---

### 2-2. 登録前研修について

登録前研修を修了すると修了証を受け取ることができます。修了証はプリントアウトして団委員長へご報告ください。

---

### 2-3. 研修の構成と内容

登録前研修は7つの章から構成されています。どの章から学習するかは自由です。画面左側に研修項目が表示されています。

全て修了するとテストを受けることができます。修了証の取得には最終テストの合格が必要です。合格には、全問題の80%以上に正解しなければなりません。

それでは、登録前研修のスタートです。

## 第3章：危害

### 3-1. 児童の権利に関する条約

青少年は、大人と同じ様な善悪を判断する、また物事に適切に対処するための経験を有しているわけではありません。青少年は危害を受けやすい対象となります。彼らの発育の段階に応じて権利が保護されなければなりません。

国連の「児童の権利に関する条約」は、その基盤となり、セーフ・フロム・ハームの根幹となるものです。全部で54条あります。

---

### 3-2. 危害（ハーム）とは何か

危害は次の形に分けられます：

- いじめ
  - 身体的虐待
  - 心理的虐待
  - ネグレクト（無視）
  - 性的虐待
  - 搾取（児童労働）
- 

### 3-3. いじめ

いじめとは、ある人に対して否定的な言動が何度も繰り返されることを指しますが、文科省の定義では子どもが友だちなどに何かをされて、それで苦痛を感じたら「いじめ」とされています。

具体例は次の通りです：

- ・侮辱した呼び名、または冷やかし、からかい
  - ・悪口、脅し文句
  - ・仲間はずれ、集団による無視
  - ・お金や所持品について鼻にかける
  - ・金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられる
  - ・恥ずかしいことをするよう人に強要する
  - ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをする
- 

### 3-4. 身体的虐待

身体的虐待とは、意図的に怪我や危害を青少年に加えることです。

具体例は次の通りです。

殴る、揺する、押す、つねる、やけどをさせる、嘔む、有毒な物質や非合法的なドラッグを与えること等。

児童に対する体罰は禁止されています。

---

### 3-5. 心理的虐待

心理的虐待とは、青少年に対し、情緒的、社会的、道徳的、精神的な発達に必要な環境が与えられないことを言います。言葉や振舞いが青少年の精神的な状態や自尊心を傷つけると、それが心理的虐待となります。

具体例は次の通りです：

- ・ 大人が絶えず青少年に威圧的に接する、恐怖心を与える。
  - ・ 青少年・児童を無視する、拒絶的な態度をとる、差別的な扱いをする。
  - ・ 子供の面前で大人が他人に暴力を振るう。
- 

### 3-6. ネグレクト（無視）

ネグレクトとは、青少年の面倒を見る立場の大人が青少年に対して、十分な食料、衣服、安心できる住環境、教育、医療など利用可能な状況にありながら与えない場合を言います。

---

### 3-7. 性的虐待

児童の性的虐待とは、児童が理解していない状況、また強制される形で性的な活動に関与させられることを意味します。加害者は、大人だけでなく、年上か力の勝る子どもの場合もあります。

---

### 3-8. 搾取（児童労働）

児童の商業的、その他の理由による搾取は、児童が労働者として働かさせられ、また他の者の利潤目的の活動をさせられる時に起きるものです。（児童労働）。

---

### 3-9. 危害が生じる状況と方法

危害は、様々な異なった状況と異なった方法で起こり得るものです。それは、家庭、スカウト活動中、学校、インターネット上などにおいて起こります。

---

### 3-10. 危害のまとめ

次にあるのは、スカウト活動中に起こり得る5つの状況の例です。左側の状況がどの種類の危害に当てはまるか考えて右側の危害の種類と結びつけてください。

状況の記述をクリックし、次に右側の欄にある適切な危害の種類を選びクリックしてください

状況	項目
<input type="checkbox"/> 合同隊で活動している際、ある指導者が自分の所属する隊のスカウトのニーズだけを聞く。	<input type="checkbox"/> 心理的虐待
<input type="checkbox"/> スカウトが後ろ手に縛られ、国旗掲揚柱にくくり付けられ、ネックチーフで目隠しをされている。	<input type="checkbox"/> 虐待の状況に該当しない
<input type="checkbox"/> キャンプの際、複数のスカウトが繰り返し他のスカウトだけをテントの中に入れて、仲間外れにしている。	<input type="checkbox"/> 身体的虐待
<input type="checkbox"/> 指導者が不必要に女子スカウトの髪や身体に触れようとする。	<input type="checkbox"/> いじめ
<input type="checkbox"/> 年下のスカウトと喧嘩をしたスカウトに対して指導者が、「喧嘩をしたスカウトはその日の活動はしてはいけない。」と明言した。	<input type="checkbox"/> 性的虐待

## 第4章：指導者の立ち振る舞い

### 4-1. 立ち振る舞い

指導者として、どの様に行動し立ち振舞うかということは、周囲に大きな影響を与えます。自分自身の立ち振る舞いについて、注意をするということは、セーフ・フロム・ハームの重要な内容になります。指導者は青少年の教育・訓育を託するに足る「品性」と「経歴」が求められていることを常に意識することが必要です。

---

### 4-2. 問題が生じた場合の対処方法

指導者がスカウト活動で何らかの危害を聞いた、または気づいた場合、必要な行動を取らなければなりません。

#### 誰かから危害を受けたと報告があった場合：

オープンな姿勢で聞き、その場で結論を下さないようにしてください。

#### 危害の現場を目撃した場合：

直ちに必要な行動をしてください。そして、別の大人を同伴するようにしてください。

児童虐待防止法 6 条は、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者」は速やかに福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならないと定めています。

---

## 第5章：セーフ・フロム・ハームと法律

セーフ・フロム・ハームは以下の法律にも関係します。指導者は以下の点に注意してください。

### 犯罪対象年齢

14歳以上になると、犯罪を起こした場合に刑事処分の対象になります。

### 性交渉

未成年買春には、児童買春・児童ポルノ処罰法で罰せられます。  
また、各都道府県には青少年健全育成条例が定められています。

### アルコール

20歳未満の飲酒、20歳未満への店でのアルコールの販売は禁止されています。  
スカウト活動中の飲酒は厳禁です。

### タバコ

20歳未満の喫煙、20歳未満へのタバコの販売・譲渡は禁止されています。スカウトの前での喫煙は厳禁です。

### 非合法ドラッグ

個人的な利用や所持を含めて、麻薬および向精神薬の輸出入・製造・製剤・譲渡は禁止されています。  
脱法ハーブ（危険ドラッグ）も同様の扱いとなります。

---

## 第6章：その他

現在の社会では以下のような問題も存在しています。指導者として、少なくとも最低限の知識は持つておくべきです。

### ジェンダー（性差）：

スカウト活動では、男女の区別なく全てのメンバーに平等な機会が与えられています。しかし、性差による体力の違い、肉体的な違いもあります。指導者はそのような性差による差異を考慮して、スカウト活動をするように心がけてください。

### LGBT：（性的マイノリティー）

指導者はレズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダーという性的マイノリティーのスカウト、指導者が身近にいることも配慮する必要があります。

### パーソナルスペース（個人の空間）

会話中に快適と感じる距離感是人によって異なります。指導者は会話中にどのくらい相手に触れていいか、手をつないでいいか、人の頭を撫でていいかどうかというパーソナルスペースを意識して行動してください。

---

これで、セーフ・フロム・ハームの事前研修の課題は終わりましたので、研修内容を理解できたかどうか、最終テストに進んでください。

## セーフ・フロム・ハーム エラーニング 最終テスト問題

1. セーフ・フロム・ハームは、安全で安心できるスカウト活動を目指すものです。

- はい  いいえ  よく分からない
- 

2. セーフ・フロム・ハームの背景は、国連の「児童の権利に関する条約」にあります。

- はい  いいえ  よく分からない
- 

3. セーフ・フロム・ハームは、スカウトとして、指導者として、また人として日常的にしてはいけないことを学び、スカウト活動で心掛けようとするものです。

- はい  いいえ  よく分からない
- 

4. セーフ・フロム・ハームは、スカウト運動の質を高めることにつながります。

- はい  いいえ  よく分からない
- 

5. セーフ・フロム・ハームは、いじめ・身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト・搾取などの危害について、その予防と対処法を実現するものです。

- はい  いいえ  よく分からない
- 

6. この事前研修で定義された6つの虐待のカテゴリーとは何ですか。

- ネグレクト（無視）、身体的虐待、つねる、いじめ、苦痛、性的虐待  
 いじめ、性的虐待、つねる、ネグレクト（無視）、心理的虐待、からかい  
 いじめ、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト（無視）、性的虐待、搾取（児童労働）
- 

7. いじめとは、何度も意図的に相手に対し否定的な言動を繰り返すことを意味します。

- 正しい  間違い
- 

8. あなたには、指導者として虐待の報告義務があります。

- はい、法律上義務がなくとも報告の義務がある  
 いいえ、それは自らの義務ではなく他の指導者の役割である
- 

9. 虐待は、どの国でも起こります。

- 正しい  間違い
-

10. スカウトを否定する言葉を継続して言い続けることは、

- いじめ    真実    身体的虐待
- 

11. 指導者がスカウトを叱ることは、体罰を与えることであり、認められません。

- はい    いいえ    よく分からない
- 

12. スカウト活動中、指導者はお酒を飲んでも大丈夫です。

- はい    いいえ    よく分からない
- 

13. 昨今、LGBT（性的少数者・性的マイノリティー）の存在が言われていますが、ボーイスカウト活動をしている人の中にも、そのようなLGBTの人たちが含まれている可能性がある。

- はい    いいえ    よく分からない
- 

14. 指導者自身の行動・振舞いがスカウトだけでなく周囲へ影響を与える可能性があります。従って、自分の振舞いに注意を払うことが重要です。

- はい    いいえ    よく分からない
- 

15. 問題の報告をしたい時、日本連盟の相談窓口可以直接報告することができます。

- 正しい    間違い
- 

16. 危害から守るために心掛けなければならないことは、ガイドラインに示されています。

- 正しい    間違い
- 

以 上